

デジタル原則を踏まえた当課所管法令の適用に係る解釈の明確化等について

令和 6 年 6 月
海事局検査測度課

令和 3 年 11 月、政府全体でデジタル改革、規制改革、行政改革に係る横断的課題を一体的に検討し実行するために、内閣総理大臣を会長としてデジタル臨時行政調査会が設置されました。同調査会では、我が国の社会制度やルールに存在する、アナログ的手法を前提とした「アナログ規制」の見直し・撤廃にあたり、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を策定し、各府省庁のアナログ規制に係る法令の見直しを行うこととしています。これを受けて、当課所管法令のアナログ規制について、下記のとおり整理しました。なお、本整理については、今後も追記等を行っていく予定です。

【参考】 デジタル臨時行政調査会

<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research>

記

○「目視・実地監査規制」について

目視・実地監査規制は、特定の者が現場で情報収集を行い、施設、設備等の安全性、リスクについて分析、評価等を行うものであり、別表 1 に掲げる当課所管法令に係る臨検、立入検査、調査及び巡視については、これらの条項の規定上デジタル技術の活用について明示されていませんが、遠隔での情報収集、電磁的記録の確認等デジタル技術の活用について、各法令の趣旨及び臨検等の目的を踏まえて運用することを妨げるものではありません。

○「定期検査・点検規制」について

定期検査・点検規制は、施設、設備等に対して、人の手による定期的な検査、調査状況の確認等を義務付けることで安全性の確保等を行うものであり、別表 2 に掲げる当課所管法令に係る定期的な検査、点検、確認については、これらの条項の規定上デジタル技術の活用について明示されていませんが、遠隔での情報収集、電磁的記録の確認等デジタル技術の活用について、各法令の趣旨及び検査等の目的を踏まえて運用することを妨げるものではありません。

○ 別表 1

法令名	条項	規制等の内容概要
船舶法	第 21 条の 2	船舶への臨検
船舶法施行細則	第 12 条	船舶への臨検
小型船舶の登録等に関する法律	第 28 条第 1 項	国による小型船舶の所有若しくは業務に関する立入検査
小型船舶の登録等に関する法律	第 28 条第 2 項	国による小型船舶の所有若しくは業務に関する立入検査
船舶のトン数の測度に関する法律	第 12 条第 1 項	船舶への臨検
船舶のトン数の測度に関する法律	第 12 条第 2 項	国による船舶に対する立入検査
船舶のトン数の測度に関する法律施行規則	第 61 条第 1 項	船舶への臨検
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	第 22 条第 1 項第 1 号	船舶保安評価書
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	第 23 条第 2 項	報告の徴収等
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	第 23 条第 3 項	報告の徴収等
船舶安全法	第 25 条の 40 第 1 項	国による船舶安全法、海洋汚染等防止法又は小型船舶登録法の施行のための立入検査
船舶安全法	第 25 条の 40 第 2 項	国による小型船舶の所有若しくは業務に関する立入検査
船舶安全法	第 25 条の 61 第 1 項	国による船舶安全法の施行のための立入検査
船舶安全法	第 25 条の 61 第 2 項	国による船舶安全法の施行のための立入検査
船舶による危険物の運送基準等を定める告示	第 16 条の 8 の 3 第 6 項第 2 号	航行中の自動車渡船に積載された特例タンク自動車等の監視及び巡視

法令名	条項	規制等の内容概要
船舶による危険物の運送基準等を定める告示	第 16 条の 8 の 3 第 6 項第 5 号	航行中の自動車渡船に積載された特例タンク自動車等の監視及び巡視等

○ 別表 2

法令名	条項	規制等の内容概要
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	第 12 条	船舶の定期検査、中間検査等（船舶保安証書）
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律	第 14 条	船舶の定期検査、中間検査等（船舶保安証書）
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	第 31 条	船舶の定期検査、中間検査等（船舶保安証書）
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	第 23 条第 1 項	船舶の定期検査、中間検査等（船舶保安証書）
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	第 23 条第 2 項	船舶の定期検査、中間検査等（船舶保安証書）
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	第 25 条第 1 項	船舶の定期検査、中間検査等（船舶保安証書）
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	第 25 条第 2 項	船舶の定期検査、中間検査等（船舶保安証書）
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	第 26 条	船舶の定期検査、中間検査等（船舶保安証書）
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	第 28 条	船舶の定期検査、中間検査等（船舶保安証書）
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	第 29 条の 2 第 3 項	船舶の定期検査、中間検査等（船舶保安証書）
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	第 29 条の 2 第 5 項	船舶の定期検査、中間検査等（船舶保安証書）
国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則	第 30 条	船舶の定期検査、中間検査等（船舶保安証書）
船舶保安認定書等交付規則	第 7 条第 1 項	船舶の定期検査、中間検査等（船舶保安証書）

法令名	条項	規制等の内容概要
船舶保安認定書等交付規則	第 7 条第 2 項	船舶の定期検査、中間検査等 (船舶保安証書)
船舶安全法施行規則	第 60 条の 2 第 1 項	船舶の設備の定期自主点検
船舶安全法施行規則	第 60 条の 3 第 1 項	船舶の設備の定期自主点検
船舶安全法施行規則	第 60 条の 5 第 1 項第 1 号	船舶の無線設備の保守 (陸上保守・船上保守)
船舶安全法施行規則	第 60 条の 7 第 1 項第 1 号	船舶の無線設備の保守 (陸上保守・船上保守)
船舶安全法施行規則	第 60 条の 7 第 1 項第 2 号	船舶の無線設備の保守 (陸上保守・船上保守) 6
船舶安全法施行規則	第 60 条の 7 第 1 項第 3 号	船舶の無線設備の保守 (陸上保守・船上保守)
危険物船舶運送及び貯蔵規則	第 383 条	船舶の設備の定期自主点検
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第 1 水酸化アルミニウムの項 積載方法の欄	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第 1 フッ化アルミニウムの項 積載方法の欄	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第 1 アルミニウム精錬又は再溶解工程から生じる副生物 (不活性物質を追加した水及びアルカリ水溶液を含む。)の項 積載方法の欄	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第 1 ボーキサイト粉の項 積載方法の欄	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第 1 フッ化カルシウム・硫酸カルシウム・炭酸カルシウムの混合物の項	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認

法令名	条項	規制等の内容概要
	積載方法の欄	
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第1 化学石こうの項 積載方法の欄	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第1 石炭スラリーの項積載方法の欄	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第1 ユークブリーズの項 積載方法の欄	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第1 銅スラグの項 積載方法の欄	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第1 魚(ばら積み)の項 積載方法の欄	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第1 蛍石(フッ化カルシウム)の項 積載方法の欄	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第1 フライアッシュ(湿式)の項 積載方法の欄	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第1 アップグレードイルメナイトの項積載方法の欄	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第1 チタン鉄鉱粘土の項 積載方法の欄	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第1 チタン鉄鉱砂 [イルメナイトサンド] の項 積載方法の欄	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認

法令名	条項	規制等の内容概要
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第1 鉄鋼スラグ及びその混合物の項 積載方法の欄	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第1 鉄鋇粉の項 積載方法の欄	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第1 合成酸化鉄の項 積載方法の欄	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第1 マンガン鋇粉の項 積載方法の欄	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第1 硫化金属精鋇の項 積載方法の欄	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第1 セメントカッパーの項 積載方法の欄	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第1 リン酸二水素カルシウムの項 積載方法の欄	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第1 ニッケル鋇の項 積載方法の欄	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第1 カンラン石砂の項 積載方法の欄	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第1 砂(重鋇物)の項 積載方法の欄	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第1 鉄鋼の製造に伴い生ずるスケールの項	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認

法令名	条項	規制等の内容概要
	積載方法の欄	
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第1 アップグレードリチア輝石の項 積載方法の欄	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第1 合成フッ化カルシウムの項 積載方法の欄	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第1 合成二酸化ケイ素の項 積載方法の欄	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第1 チタノマグネタイトサンドの項 積載方法の欄	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第1 濃縮酸化亜鉛煙じんの項 積載方法の欄	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第1 亜鉛スラグの項 積載方法の欄	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第1 ジルコンカイアナイト精鉱の項 積載方法の欄	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第2 アルミナ精鉱の項 積載方法の欄	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第2 高炉系ダスト(液状化するおそれのあるもの)の項 積載方法の欄	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第2 水酸化カルシウム(消石灰)の項	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認

法令名	条項	規制等の内容概要
	積載方法の欄	
液状化等物質及び船舶による液状化等物質の積載の方法を定める告示	別表第2 鉄鋼スラッジ (液状化するおそれのあるもの) の項積載方法の欄	船舶による液状化等物質の積載時の貨物の定期的な確認
固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示	別表第1 水酸化アルミニウムの項 積載方法の欄	船舶による固体化学物質の積載時の貨物の定期的な確認
固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示	別表第1 アルミニウム精錬又は再溶解 工程から生じる副生物 (不活性物質を追加した水及び アルカリ水溶液を含む。)の項 積載方法の欄	船舶による固体化学物質の積載時の貨物の定期的な確認
固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示	別表第1 還元鉄(A)(熱間成形されたブリ ケット)の項 積載方法の欄	船舶による固体化学物質の積載時の貨物の定期的な確認
固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示	別表第1 還元鉄(B) (塊、ペレット、冷間成形された ブリケット)の項 積載方法の欄	船舶による固体化学物質の積載時の貨物の定期的な確認
固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示	別表第1 還元鉄(C) (微粒副生物)の項 積載方法の欄	船舶による固体化学物質の積載時の貨物の定期的な確認
固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示	別表第1 蛍石(フッ化カルシウム)の項 積載方法の欄	船舶による固体化学物質の積載時の貨物の定期的な確認
固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示	別表第1 硫化金属精鉱の項 積載方法の欄	船舶による固体化学物質の積載時の貨物の定期的な確認

法令名	条項	規制等の内容概要
固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示	別表第1 リン酸一アンモニウム (濃縮した状態で被覆された鉍物質)の項 積載方法の欄	船舶による固体化学物質の積載時の貨物の定期的な確認
固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示	別表第1 リン酸二水素カルシウムの項 積載方法の欄	船舶による固体化学物質の積載時の貨物の定期的な確認
固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示	別表第1 酸化亜鉛濃縮煙じんの項 積載方法の欄	船舶による固体化学物質の積載時の貨物の定期的な確認
固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示	別表第2 水酸化カルシウム (消石灰)の項 積載の方法の欄	船舶による固体化学物質の積載時の貨物の定期的な確認
船舶による危険物の運送基準等を定める告示	別表第13 可燃性物質の部硫化金属精鉍 (自己発熱特性を有するもの)* UN3190の項 積載の方法の欄	船舶による危険物の積載時の貨物の定期的な確認
船舶による危険物の運送基準等を定める告示	別表第13 可燃性物質の部 硫化金属精鉍 (腐食性を有するもの)* UN1759 積載の方法の欄	船舶による危険物の積載時の貨物の定期的な確認
船舶による危険物の運送基準等を定める告示	別表第13 可燃性物質の部 鉛及び亜鉛を含む煙じん* 積載の方法の欄	船舶による危険物の積載時の貨物の定期的な確認
その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示	別表第1 リン酸二アンモニウムの項 積載方法の欄	船舶によるその他固体のばら積み物質の定期的な確認

法令名	条項	規制等の内容概要
その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示	別表第 1 リン酸一アンモニウムの項 積載方法の欄	船舶によるその他固体のばら積み物質の定期的な確認